

船橋市教育委員会学校支援会議開催要項

1 目的

教育委員会の関係各課の生徒指導に関する取り組みを検証するとともに、小・中学校の生徒指導に関する現状や課題についての情報を関係各課が共有し、学校に対して積極的かつ効果的な支援を行うことを目的とする。

2 出席者

学務課長、指導課長、保健体育課長、総合教育センター所長、青少年センター所長
学務課職員、指導課職員、保健体育課職員、
総合教育センター所員、青少年センター所員

3 会議

毎月22日を原則とする。緊急を要する場合はその都度開催する。

4 内容

- (1) 関係各課の生徒指導に関する取組みの検証
- (2) 生徒指導上の問題に関する情報交換及び対応・協議
- (3) いじめの防止等の対策に関する対応・協議
- (4) 不登校対策に関する対応・協議
- (5) その他生徒指導に関する協議

5 その他

- (1) 会議開催については指導課が主催し、連絡調整を行う。
- (2) 各所属長については年3回出席する（4月・10月・3月）。

【確認事項】

- ・ 船橋市の生徒指導の在り方を見直す機会として会議を進める。
- ・ 各小中学校に生徒指導に係る報告事項が生じた場合は指導課・青少年センター双方に報告をするよう依頼し、関係各課は生徒指導に関する情報交換を密に行う。
- ・ 様々な相談については、受けたところが受理する。状況に応じ他の関係機関を紹介する。
- ・ いじめの重大事態等突発的事案に対応するために、第三者委員会（有識者・弁護士・カウンセラー等）の設置を研究する。

附 則 この要項は、平成24年 2月 7日から施行する。

平成26年 5月 9日一部改正

平成27年 3月11日一部改正